

大気汚染防止法施行規則等の一部改正について

【概要】

令和5年10月1日以降に着手する建築物等の解体等工事については、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられることとなっているが、令和8年1月1日から、一部の工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査を義務付ける。これに伴い、関連告示の改正を行う。(石綿障害予防規則の改正は令和5年3月27日に告示済み。)

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲いには、石綿含有建材が使用されている可能性が高いことが判明したため、特定工作物(石綿含有建材が使用されている可能性が高いものとして、環境大臣、厚生労働大臣が定めている。)に追加する。(令和5年10月1日施行)

①一部の工作物の解体等工事に係る有資格者による石綿事前調査の義務付け
(令和8年1月1日施行)

②観光用エレベーターの昇降路を特定工作物とする
(令和5年10月1日施行)

【解体等工事に係る石綿事前調査の結果報告と資格要件】

	解体前の 事前調査	県への 事前調査 結果報告	調査者の 資格要件	資格者による調査	
				建築物 調査者資格	工作物 調査者資格
建築物	必要	必要	あり	可能	不可能
特定工作物① ^{※1}	必要	必要	あり	不可能	可能
特定工作物② ^{※2}	必要	必要	あり	可能	可能
その他工作物	必要	不要	なし	可能	可能
石綿が使用されて いるおそれがある その他工作物 ^{※3}	必要	不要	あり	可能	可能

※1：反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備

※2：煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い

※3：塗料等の石綿を含むおそれのある材料が使用されている工作物